

クリーンガス証書制度 認証スキーム文書

序文

本文書は、一般社団法人日本ガス協会（以下「JGA」という）が代表して管理運営するクリーンガス証書制度の認証スキームであり、クリーンガス証書制度の信頼性や品質の確保、向上に資することを目的として策定されたものである。

JGA は、e-methane を製造するガス事業者や清掃工場、下水処理施設でバイオガスを製造する自治体、自治体からバイオガスを都市ガス原料として受け入れるガス事業者等を対象として、クリーンガス製造設備を設備認定し、その設備から製造されるクリーンガス相当量を認証し、クリーンガス証書を用いて環境価値を移転する仕組みを構築しており、本文書は、スキームの概要やスキームオーナの要件、認証機関、申請組織、証書仲介事業者、認定機関に対する要求事項等を規定している。

JGA は、本文書に定める規定を確実に実施することにより、クリーンガス証書制度の信頼性や品質の維持、向上に努めるとともに、設備認定・認証を取得した事業者の取組が広く評価されるよう、信頼関係の構築に努める。

1 クリーンガス証書制度の目的および趣旨

クリーンガス証書制度とは、「クリーンガス証書」の発行により、環境価値をエネルギー価値から分離させ、移転可能とすることにより、物理的に都市ガス導管で繋がっていない事業者に供給されている化石由来天然ガス等のメタンに、クリーンガス証書を用いて環境価値を移転することで、クリーンガスとみなすことができる制度である。

本制度において環境価値とは、クリーンガスが有する、燃焼しても大気中の CO₂ が増えないとみなせる価値を指す。本制度を通じて、クリーンガスにアクセスすることが困難な企業・自治体等の環境対策に貢献する。また、クリーンガスが保有する環境価値が移転されることを通じて、クリーンガス製造設備の建設・維持・拡大に貢献することとなり、ひいては日本におけるクリーンガスの普及促進に貢献する。

2 引用規格

本文書は、以下の参考文書を引用している。

IAF MD 25 適合性評価スキームの評価基準に関する IAF 基準文書

ISO/IEC 17065 適合性評価—製品、プロセスおよびサービスの認証を行う機関に関する要求事項

ISO 19011 マネジメントシステム監査のための指針

クリーンガス証書 表現基準

3 用語と定義

クリーンガス	燃焼しても大気中の CO ₂ が増えないとみなせるバイオガス、e-methane 中のメタン成分。
クリーンガス相当量	企業や個人等が製品の製造、事務所等の業務分野における活動、行事の開催等（以下「諸活動」という。）で使用するクリーンガス以外の都市ガス等について、当該ガスをクリーンガスとみなし、環境報告書等への記載をはじめとする顧客、一般消費者等に対する自主的な情報提供において対外的に表現することができる量をいう。

クリーンガス証書	認証済クリーンガス相当量に基づき、認証機関が発行したクリーンガス相当量を証明する書類をいう。
e-methane	水素等と CO ₂ を原料として製造された合成メタンをいう。原料となる水素等と CO ₂ は、以下を満たしていること。 <ul style="list-style-type: none">・ 製造元や輸送方法等が追跡・報告可能であること。・ CO₂ は大気から回収された CO₂、バイオ由来の CO₂、排出計上済の化石由来 CO₂ または e-methane 等のカーボンリサイクル燃料由来の CO₂ であること。
バイオガス	バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用および化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第二条第二項に規定する化石燃料を除く））から発生したガスをいう。クリーンガス証書制度では、バイオガスを精製したバイオメタンを対象ガスとする。
非化石エネルギー源	電気、熱または燃料製品のエネルギー源として利用することができるもののうち、化石燃料（原油、石油ガス、可燃性天然ガスおよび石炭並びにこれらから製造される燃料（その製造に伴い副次的に得られるものであって燃焼の用に供されるものを含む）であってエネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用および化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令第三条第二項で定めるものをいう）以外のものをいう。
スキームオーナ	クリーンガス証書制度を管理運営する者をいう。JGA が代表して務める。
認証機関	申請組織からの設備認定申請および相当量認証申請を審査し、妥当と判断される場合に設備認定、相当量認証を行い、クリーンガス証書を発行する機関をいう。
申請組織	クリーンガスを製造する事業者、または製造されたクリーンガスを販売もしくは消費する事業者をいう。設備認定や相当量認証を認証機関に申請する。
設備認定	認証機関が、クリーンガスを発生させるガス製造設備のうち設備認定申請を受けたものについて、要件を満たしているかを判断し、所定の設備認定書を交付することをいう。
相当量認証	認証機関が、設備認定済のクリーンガス製造設備が設備認定日以後に製造したガス製造量(体積、熱量)について、申請組織の提出する申請内容に虚偽がないと判断したうえで、要件を満たしているかを判断し、所定の認証証明書を交付することをいう。
クリーンガス証書マーク	スキームオーナが定め、諸活動に使用したガスがクリーンガスとみなせることを表現する標章をいう。
認証機関マーク	認証機関が、クリーンガス証書制度に関連して自らが発行する文書の発行者を示すため等の目的で表示する標章をいう。
証書仲介事業者	クリーンガス証書を一時的に保有し、最終保有者に移転する事業者をいう。
認定機関	IAF（国際認定フォーラム）の製品認証のための MLA（国際相互承認協定）に調印しており、本スキームの設備認定と相当量認証を行う認証機関の ISO/IEC 17065（適合性評価—製品、プロセスおよびサービスの認証を行う機関に関する要求事項）への適合を審査し認定する機関をいう。
認定	認定機関が、認証機関になろうとする者が設備認定と相当量認証について、ISO/IEC 17065（適合性評価—製品、プロセスおよびサービスの認証を行う機関に関する要求事項）に適合しているかを審査し適合していることを認めることをいう。
クリーンガス証書評価委員会	クリーンガス証書制度の信頼性や品質を確保、向上するために、クリーンガス証書制度の管理にあたってスキームオーナからの求めに応じて諮問を受ける外部の有識者等によって構成される組織をいう。

4 認証スキームの概要

4.1 対象

本制度で対象となるクリーンガスの製造方式は、「e-methane 製造」「バイオガス製造」「バイオガス・e-methane

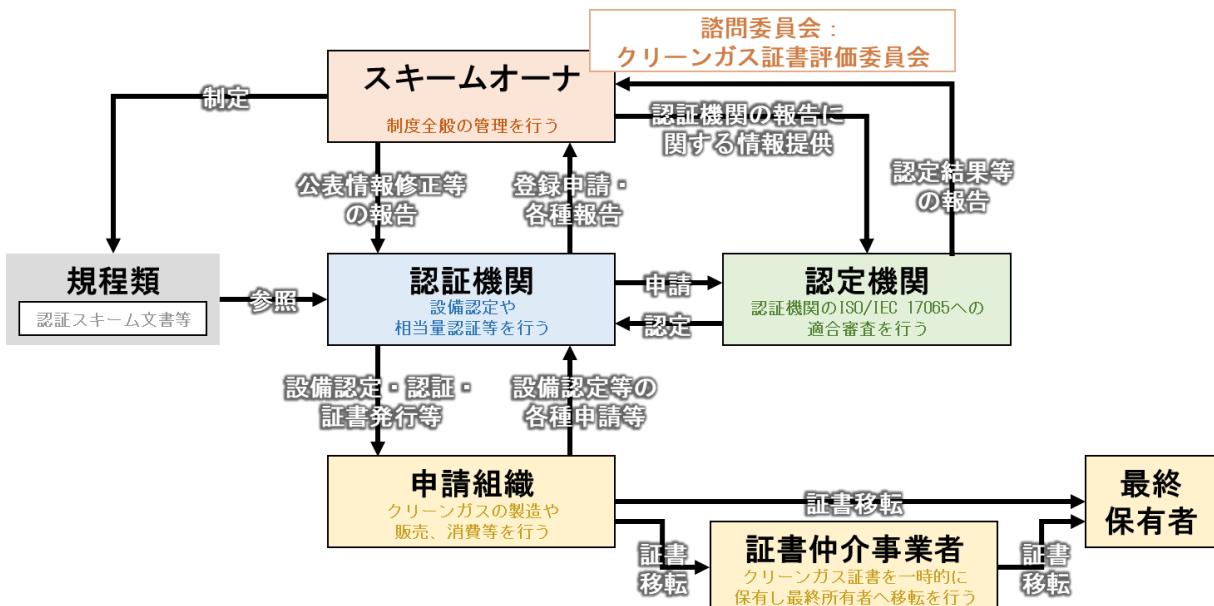
混合ガス製造」とし、認証手順は以下の通りとする。

(1)	クリーンガスを製造する設備を設備認定する。
(2)	設備認定されたクリーンガス製造設備で製造されたクリーンガス製造量をクリーンガス相当量として相当量認証する。
(3)	相当量認証されたクリーンガス相当量に基づきクリーンガス証書を発行する。

4.2 各者の役割

スキームオーナ	スキームオーナは、本制度の信頼性や品質の確保とそれらを向上させる観点から、クリーンガス製造設備を設備認定し、その設備から製造されるクリーンガス相当量を認証し、クリーンガス証書を用いて環境価値を移転する仕組みの規格のレビュー、改定や新規格の開発、そのしかるべき規則や手順の制定、クリーンガス証書制度に関する設備認定・認証業務を実施する認証機関の要求事項等を整備し、本制度を管理する。なお、本証書制度の信頼性や品質を確保、向上するため本制度の管理にあたっては外部の有識者等に諮問する場を設置する。
認証機関	認証機関は、申請組織からの申請を受け、設備認定や相当量認証を行う。その後、申請組織からの申請を受け、認証されたクリーンガス相当量に応じたクリーンガス証書を申請組織に対して発行する。また、発行したクリーンガス証書について登録、移転、償却の手続きを行い適切に管理する。
申請組織	申請組織は、クリーンガスを製造、または製造されたクリーンガスを自家消費もしくは都市ガス原料に利用しており、設備認定や相当量認証を認証機関に申請する。認証機関による設備認定を受け、クリーンガス製造量を一定期間計測後、認証機関による相当量認証を受ける。相当量認証に基づき、認証機関に対してクリーンガス証書の発行申請ができる。発行を受けたクリーンガス証書は他者へ移転することができ、移転した場合は認証機関に移転に関する報告を行う。
証書仲介事業者	証書仲介事業者は、クリーンガス証書の適正な流通を目的とし、証書を一時的に所有し流通の阻害とならない方法で最終保有者に移転する。最終保有者へ移転した場合は証書の移転元である申請組織に移転に関する報告を行う。
認定機関	認定機関は、設備認定と相当量認証について、認証機関の ISO/IEC 17065（適合性評価－製品、プロセスおよびサービスの認証を行う機関に関する要求事項）への適合を審査し認定する。なお、クリーンガス証書の発行、移転、管理等に関する事項は認定機関による認定の対象外とする。認証機関の新規認定、認定失効（辞退）、一時停止、取消を行った場合は、速やかにスキームオーナへその旨を報告する。

4.3 認証スキーム図



5 スキームオーナに関する規則

5.1 スキームオーナの要件

スキームオーナは e-methane、バイオガス、都市ガス/バイオガス事業、燃料の環境価値の認証、移転、管理、温室効果ガス排出に関する制度等に関する知見や経験を有する法人であること。また、カーボンニュートラル社会の実現に向け、クリーンガスの製造、供給を促進するための施策の必要性を認識し、取り組みを推進する法人であること。

5.2 スキームの開発、維持の方法

スキームオーナはスキームの目的、内容に対して全ての責任を負い、スキームが技術および適合性評価の両面において力量を備えている人物によって開発され維持されることを確実にし、スキームを維持すること。スキームの開発、維持にあたっては、以下の組織または個人の意見を聴取し、スキームの目的、内容への合致を担保すること。

(1)	認証機関を務めるまたは務め得る組織
(2)	申請組織または申請組織となり得る組織または個人
(3)	クリーンガス証書評価委員会または e-methane、バイオガス、都市ガス/バイオガス事業、燃料の環境価値の認証、移転、管理、温室効果ガス排出に関する制度等に知見や経験を有する外部の組織もしくは個人
(4)	認定機関を務めるまたは務め得る組織

また、設備認定や相当量認証の要件を変更する場合は、認定機関および認証機関に周知し、認証機関が申請組織に設備認定、相当量認証への適合性を確認し必要な対応を求めるようにすること。

5.3 スキームに関する文書の公開

スキームオーナは設備認定、相当量認証の要件やプロセス等に関するスキーム文書を公開しなければならない。

5.4 情報の公開

スキームオーナは、以下の情報を自らのホームページ等で公表すること。

(1)	設備認定および相当量認証の概要
(2)	設備認定および相当量認証を行う認証機関
(3)	設備認定および相当量認証の具体的な要件
(4)	設備認定一覧に関する情報（設備認定の基準、設備認定された製造設備に関する申請書番号、設備認定日、認証機関名称、設備認定番号、ガス種別、設備名称、設備住所、製造ガス容量、申請組織名称、運転開始日）
(5)	相当量認証一覧に関する情報（設備認定および相当量認証の基準、認証されたクリーンガス相当量に関する相当量認証申請書番号、認証機関名称、設備認定番号、ガス種別、設備名称、申請組織名称、運転開始日、認証日、水素事業者コードおよび名称、二酸化炭素事業者コードおよび名称、クリーンガス製造期間、クリーンガス相当量、クリーンガス相当量シリアルナンバー）
(6)	クリーンガス証書一覧に関する情報（設備認定および相当量認証の基準、発行されたクリーンガス証書に関する相当量認証申請書番号、相当量認証日、証書発行日、認証機関名称、設備認定番号、ガス種別、製造設備名称、申請組織名称、運転開始日、水素事業者コードおよび名称、二酸化炭素事業者コードおよび名称、クリーンガス製造期間、クリーンガス相当量、クリーンガス証書シリアルナンバー、証書仲介事業者名称、証書最終保有者名称、証書最終保有者の証書取得日、証書最終保有者の証書保有目的（用途）、権利行使期間、権利行使済クリーンガス相当量） ただし、証書最終保有者の証書保有目的（用途）において、環境価値を享受する者の名称については、法律上保護される営業秘密や個人情報が含まれる場合、非公開とすることができます。
(7)	水素事業者コードおよび名称の一覧、二酸化炭素事業者コードおよび名称の一覧

(8) 機器認定を取り消しまたは廃止された製造設備の一覧

5.5 合意または契約の要否

5.5.1 認定機関との契約

スキームオーナーは、認定機関との間で、認証機関に対し認定機関のシンボル・声明・マーク適用に関する規定に確実に適合させることを記述した合意をもつこと。

5.5.2 認証機関との契約

スキームオーナーは、認証機関との間で権利、責任および債務に関する契約を締結すること。

5.5.3 申請組織との契約

スキームオーナーは、申請組織との間で必要に応じ権利、責任、および債務に関する契約または合意を締結すること。

5.6 認証機関の登録、抹消

5.6.1 認証機関の新規登録

スキームオーナーは、新たに認証機関として事業を開始しようとする者から申請を受けた場合、「6. 認証機関に対する要求事項」を満たしていることを確認のうえ、認証機関として登録し、ホームページ等で速やかに公表する。既に登録を受けている認証機関から事業の譲渡を受けて新たに認証機関として事業を開始する場合は事業の譲渡を受けたことに関連する確認も行う。

5.6.2 認証機関の管理

スキームオーナーは、登録された認証機関に対し設備認定、相当量認証、証書発行に関する定期的な報告を求め、認証機関の業務の状況を把握する。業務が本スキーム文書に則り適切に執行されていないことが判明した場合は、認証機関に対し指導を行う。また、認定証機関からの報告内容が、認定に影響を及ぼす場合には、認定機関にフィードバックして必要な措置を要請すること。

5.6.3 認証機関の登録の抹消

スキームオーナーは、認証機関が「6. 認証機関に対する要求事項」を満たさなくなった場合、期限を設定して要求事項への対応を勧告し、期限までに対応がなされない場合は、登録を抹消してホームページ等で公表する。また、認証機関が他の者への事業の譲渡を含め認証機関としての事業を廃業する場合は、認証機関からの申請を受け適切に廃業がなされることを確認のうえ登録を抹消し、ホームページ等で速やかに公表する。スキームオーナーは、廃業にあたっての対応に問題があると判断した場合は、適切な対応を求めることができる。なお、認証機関としての事業を別の機関へ譲渡する場合、譲受側の認証機関は、譲渡側の認証機関としての事業に関する一切の業務、権利および義務を継承するものとする。ただし、認証機関としての事業に関わる要員等を含めて組織体制等の一切を譲り受ける場合を除き、譲受側の機関は、あらかじめ認証機関として登録されている必要がある。

登録を抹消された認証機関により設備認定された製造設備、認証された相当量のうち証書化されていないものについては、登録抹消日から 6 ヶ月以内に、申請組織から依頼を受けた他の認証機関が設備認定、相当量認証の内容に問題ないことを確認のうえスキームオーナーに設備認定、認証の継続を申請すれば、スキームオーナーはこれを認める。6 ヶ月以内に継続の申請がない場合、スキームオーナーは設備認定、相当量認証を取り消し、速やかにホームページ等で公表する。この設備認定取消、相当量認証取消の手続きは、申請組織が継続の意思を有しない場合は 6 ヶ月を待つことなく行なうことができる。

5.7 コード、番号の付与

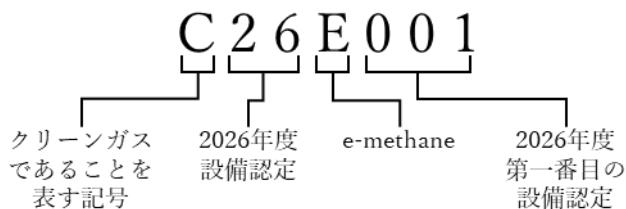
5.7.1 認証機関コードの付与

スキームオーナは、新たに認証機関となった者に対し、速やかに固有の認証機関コードを付与する。認証機関コードは、アルファベット 1 文字 + 数字 2 衔の計 3 衔で構成されるものとし、既存の他の認証機関（事業譲渡、廃業済の者も含む）と重複しないものでなければならない。

5.7.2 設備認定番号の付与

スキームオーナは、認証機関が設備認定した製造設備について、認証機関から要請を受け、速やかに設備認定番号を付与する。設備認定番号は、以下の法則に則って構成されるものとし、既存の他の製造設備（設備認定の取消または廃止済の製造設備も含む）と重複しないものでなければならない。

【設備認定番号付与の法則】



クリーンガスであることを表記するため、設備認定番号の頭に C を付ける。

設備認定年度の表記は、西暦の下 2 衔を表記する。

ガスの種別の表記はアルファベット一文字で表記するものとし、具体的には「e-methane : E、バイオガス : B、バイオガス・e-methane 混合ガス : M」と表記する

クリーンガス製造設備の設備認定番号の表記は、同一年度内において、設備認定を受けた製造設備ごとに数字 3 衔を用いて表記する。

5.7.3 水素事業者コード、二酸化炭素事業者コードの付与

スキームオーナは、認証機関による e-methane 製造、バイオガス・e-methane 混合ガス製造の認証において新たな水素事業者コード、二酸化炭素事業者コードが必要となった場合、認証機関からの要請を受けて、速やかに固有の各事業者コードを付与する。

水素事業者コードはアルファベットの H + 数字 3 衔の計 4 衔、二酸化炭素事業者コードはアルファベットの C + 数字 3 衔の計 4 衔で構成されるものとし、既存の他の各事業者（廃業済の者も含む）と重複しないものでなければならない。

水素、二酸化炭素の製造元または販売元が複数社である場合は、当該複数社をまとめて一つのコードとする。

5.8 証書マークの管理

スキームオーナは、クリーンガス証書に関する消費者等の認知度の向上や信頼性の確保のため、クリーンガス証書マーク（以下、証書マーク）を定め所有するとともに、証書マークの使用等について規定する表現基準を定めること。

5.9 スキームに関する苦情への手順

スキームオーナは、認証機関、申請組織、認定機関の苦情プロセスに影響を与えないことを確実にするために、スキームに関する苦情に対する手順として、苦情の調査および決定がいかなる差別的な処置にもつながらないものとするため、第三者委員会を設置し苦情の内容を確認しスキームとしての対応を決定しなければならない。

5.10 証書の適正な流通のための管理

スキームオーナは、クリーンガス証書を求めるお客様への適正な流通を担保するため、必要に応じ認証機関とも連携し、申請組織および証書仲介事業者に対する指導を行うことができる。

6 認証機関に対する要求事項

6.1 認証機関の業務

認証機関は以下の業務を行うこと。

(1)	クリーンガス製造設備の設備認定およびクリーンガス製造設備認定書の発行
(2)	クリーンガス相当量の認証およびクリーンガス相当量認証証明書の発行
(3)	認証を行ったクリーンガス相当量の管理
(4)	クリーンガス証書の発行
(5)	発行したクリーンガス証書の管理

6.2 國際規格への適合

認証機関は、認証業務開始までに ISO/IEC 17065（適合性評価一製品、プロセスおよびサービスの認証を行う機関に関する要求事項）の要求事項を満たし、IAF（国際認定フォーラム）の製品認証のための MLA（国際相互承認協定）に調印している認定機関によって、設備認定、相当量認証について認定されていること。

なお、「クリーンガス証書認定・認証基準」に基づき 2027 年 3 月までに行われた設備認定、相当量認証については、認定機関によって認証機関として認定された後に、設備認定、相当量認証の要件に変更がなければ追認の手続きを行い、設備認定、相当量認証の要件に変更があれば変更された要件を満たすことを確認し、改めて設備認定、相当量認証を行うこと。

6.3 認証機関に対する要件

認証機関は、クリーンガス製造設備の設備認定、クリーンガス相当量の認証およびクリーンガス証書の発行等を行うため、以下の要件を満たすこと。

(1)	都市ガス／バイオガス事業、クリーンガス証書制度、温室効果ガス排出に関する制度、クリーンガス製造設備、工場監査および計量（計測器、ガス分析、校正等）に関する知見や経験を有していること。
(2)	設備認定、認証の審査を行う要員は ISO 19011 に対応した教育訓練を受けていること。
(3)	債務超過の状態になく、設備認定業務、認証業務を適格かつ円滑に行うための資力を有していること。
(4)	特定の者に支配されていないこと。
(5)	設備認定業務、認証業務の実施に係る組織および設備認定業務、認証業務の手順が、特定の者を不当に差別的に取り扱うものになっていないこと。
(6)	設備認定、認証を受ける者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと。
(7)	認定機関の監査または内部監査としての要求により設備認定、認証に係る業務の監査等が行われる体制を有すること。

6.4 情報の公開

認証機関は、以下の情報を自らのホームページ等で公表すること。

(1)	設備認定、認証業務の概要（認証機関の組織図、業務監査体制等）
(2)	設備認定、認証に係る申請手続の方法（申請書類、申請窓口等）
(3)	財務状況に関する事項（貸借対照表等）

6.5 重複認証の防止

認証機関は、本制度内において他の認証機関からクリーンガス相当量として認証されている場合や他のクレジット制度等において環境価値を認められている場合等、重複して環境価値を認証することのないよう、適切な

方法で確認を行うこと。

6.6 クリーンガス製造設備認定

認証機関は、以下に掲げる要件をすべて満たしている場合に、クリーンガス製造設備の設備認定を行うこと。

(1)	設備認定の申請に、クリーンガス製造設備の構造図および仕様書またはこれらに類するものが添付されている
(2)	設備認定することが低炭素都市ガスの普及拡大に資するものである
(3)	設置・運用および環境保全に関する法令違反があると確認されない
(4)	「7. 申請組織に対する要求事項」に規定された要求事項を満たす

6.7 クリーンガス製造設備認定に関する現地確認

認証機関は、クリーンガス製造設備が図面どおりに設置されているかを担保するため、現地確認を行わなければならない。ただし、認証機関が的確に審査可能と判断する場合、感染症の予防対策や現地までの交通支障への対応等を目的として、WEB会議アプリを用いたリモート確認によって、現地確認を代替することができる。製造設備の確認にあたっては、以下の事項を確認すること。

(1)	提出された書類の適切性
(2)	原料として利用される水素および二酸化炭素の適切性
(3)	ガスのリークへの対策
(4)	計量器および分析計の適切性
(5)	製造されたガスの利用方法の適切性
(6)	関係法令の遵守

6.8 追加的な情報提供の要求

認証機関は、設備認定申請時に提出された内容に疑義が生じた場合、設備認定後に設備認定内容に疑義が生じた場合、および製造設備の名義変更申請に疑義が生じた場合、申請組織に対し、追加的な情報提供を求めることができる。また認証機関が必要と判断する場合は、現地調査などの対応を行うことができる。

6.9 クリーンガス製造設備認定書の発行

認証機関は、「7. 申請組織に対する要求事項」に定めるクリーンガス製造設備の設備認定に関する具体的な基準に適合していることを確認し、基準に適合している場合、申請組織に対してクリーンガス製造設備認定書を発行すること。クリーンガス製造設備認定書には以下の事項を含むようにし、5.7.2で定める設備認定番号によって識別し管理すること。

(1)	設備認定番号
(2)	クリーンガス製造方式（ガス種別）
(3)	クリーンガス製造所名称（製造設備名称）
(4)	製造クリーンガス容量
(5)	運転開始日
(6)	申請組織の名称および住所
(7)	設備認定日
(8)	認証機関の名称および住所
(9)	認定機関が指定するシンボル・声明・マーク

6.10 設備認定の変更

認証機関は、設備認定を行ったクリーンガス製造設備について、申請組織から製造方法等に変更がある旨の申請があった場合には、通常は現地確認により妥当性を確認し、問題が無ければ速やかに設備認定の変更を行うこと。変更した場合、認証機関は申請組織に対し対象の変更前の設備認定書が無効となったことを周知し、変

更前の設備認定書を返却または破棄させること。

なお、軽微な変更の場合は、WEB会議アプリを用いたリモート確認または申請組織により提出された図面や写真等の確認によって、現地確認を代替することができる。

また、「製造設備名称・所在地・運転開始年月日の変更または修正」と「計器取替」については、直近のクリーンガス相当量認証申請の際に変更内容の報告を行うことにより、変更申請の手続きを省略できるものとする。ただし、設備認定時に計器が設置され、計器番号等が附属書に記載され、確認済であり、また申請日以降のデータにエラーがなく、信頼できると認証機関が判断が必要である。

6.11 設備認定された製造設備に対するサーベイランス

認証機関は、設備認定された設備に対するサーベイランスを、少なくとも3年に一度行うこと。サーベイランスにおいては、設備認定時または前回サーベイランスからの変更の有無や製造設備の運転や管理の記録等により設備の適切な維持、管理がなされていることを6.7に基づき確認するとともに、変更がある場合はその妥当性について確認を行うこと。認証機関は、設備認定を行ったクリーンガス製造設備について、申請組織から製造方法等に変更がある旨の申請があった場合には妥当性を確認し、問題が無ければ速やかに設備認定の変更を行うこと。

6.12 クリーンガス相当量認証

認証機関は、設備認定を行ったクリーンガス製造設備により製造されたガスについて、クリーンガス相当量の認証を行うこと。

6.13 クリーンガス相当量の確認

認証機関は、クリーンガス相当量の認証にあたっては、以下の事項を確認すること。

(1)	クリーンガス製造設備の変更の有無
(2)	水素製造・販売事業者、二酸化炭素製造・販売事業者の変更の有無
(3)	製造期間の妥当性
(4)	申請対象のガスのクリーンガスとしての適切性
(5)	クリーンガスに含まれる e-methane についての原料の量と申請対象ガス量の整合
(6)	申請対象のガスの熱量の算出に用いられるメタン濃度の値の代表性および信頼性
(7)	申請対象のガスの熱量の適切性
(8)	計量器の適切性
(9)	クリーンガスに関する表現の適切性

6.14 追加的な情報提供の要求

認証機関は、相当量認証申請時に提出された内容に疑義が生じた場合、相当量認証後に認証内容に疑義が生じた場合、および相当量認証の名義変更申請に疑義が生じた場合、申請組織に対し、追加的な情報提供を求めることができる。また、認証機関が必要と判断する場合は、現地調査などの対応を行うことができる。

6.15 クリーンガス相当量認証証明書の発行

認証機関は、設備認定を行ったクリーンガス製造設備から製造されたクリーンガス製造量に係るクリーンガス相当量について、クリーンガス相当量の認証に関する具体的な基準に適合していることを確認し、基準に適合している場合、申請組織に対してクリーンガス相当量認証証明書を発行すること。

相当量認証証明書には以下の事項を含むようにし、6.21で定めるシリアルナンバーによって識別し管理すること。水素事業者コードおよび二酸化炭素事業者コードは、クリーンガス証書ホームページで確認し、該当するものが無い場合は、スキームオーナーに新規のコード付与を要請すること。

(1)	シリアルナンバー
(2)	申請組織名称および住所
(3)	クリーンガス相当量
(4)	設備認定番号
(5)	クリーンガス製造方式（ガス種別）
(6)	クリーンガス製造所名称（製造設備名称）
(7)	製造クリーンガス容量
(8)	運転開始日
(9)	水素事業者コード
(10)	二酸化炭素事業者コード
(11)	クリーンガス製造期間
(12)	特記事項（原料に関する情報等）
(13)	認証機関名称および住所
(14)	認証日
(15)	認定機関が指定するシンボル・声明・マーク

6.16 クリーンガス相当量の管理

認証機関は、認証したクリーンガス相当量にシリアルナンバーを付す等により適切に管理を行うこと。

6.17 クリーンガス相当量認証の変更

認証機関は、認証を行ったクリーンガス相当量について、申請組織から変更がある旨の申請があった場合、妥当性を確認し、問題がなければ速やかに変更の認証を行うこと。変更を認証した場合、認証機関は申請組織に対し、対象の変更前の相当量認証証明書が無効となったことを周知し、返却または破棄させること。

6.18 クリーンガス証書の発行

認証機関は、申請組織のクリーンガス証書発行申請に基づき、認証されたクリーンガス相当量の全量または一部を対象とするクリーンガス証書を発行すること。

6.19 クリーンガス証書発行にあたっての留意事項

クリーンガス相当量認証の対象期間は、年度を跨がない1年以内の任意の期間とする。従って、クリーンガス相当量認証に基づき発行されるクリーンガス証書の対象期間も、年度を跨がない1年以内の任意の期間とすること。

6.20 クリーンガス証書の記載事項

認証機関は、発行するクリーンガス証書に以下の事項および必要と判断するその他の事項を記載すること。

(1)	シリアルナンバー
(2)	申請組織名称
(3)	クリーンガス相当量
(4)	設備認定番号
(5)	クリーンガス製造方式（ガス種別）
(6)	クリーンガス製造所名称（製造設備名称）
(7)	製造クリーンガス容量
(8)	運転開始日
(9)	水素事業者コード
(10)	二酸化炭素事業者コード
(11)	クリーンガス製造期間

(1 2)	特記事項（原料に関する情報等）
(1 3)	認証機関名称
(1 4)	認証日

6.21 シリアルナンバーの設定

認証機関は、シリアルナンバーを以下のように表記すること。

(1)	シリアルナンバー付与の基本単位は 1Nm3、1MJ とし、小数点以下は切り捨てる。
(2)	シリアルナンバーは、以下の内容が明確になるような表記とする。 ① 設備認定番号 ② 水素事業者コード（e-methane 製造、バイオガス・e-methane 混合ガス製造の場合のみ） ③ 二酸化炭素事業者コード（e-methane 製造、バイオガス・e-methane 混合ガス製造の場合のみ） ④ クリーンガス製造期間 ⑤ クリーンガス相当量 ⑥ 認証機関コード
(3)	設備認定番号は、スキームオーナが付与した番号を用いる。未付与の場合は、設備認定以降、認証機関がスキームオーナに付与を要請する。
(4)	水素事業者コード、二酸化炭素事業者コードは、e-methane 製造およびバイオガス・e-methane 混合ガス製造の場合はスキームオーナが付与した番号を用いる。未付与の場合は、相当量認証以降、認証機関がスキームオーナに付与を要請する。バイオガス製造の場合は水素事業者コード、二酸化炭素事業者コードは該当しないため、それぞれ H000、C000 と表記する。
(5)	ガス製造期間の表記は認証対象期間の西暦の下 2 枠に開始月日と終了月日の 4 枠をそれぞれ列記した 6 枠の数字で表しハイフンを挟んで表記する。
(6)	クリーンガス相当量の認証番号の表記は、同一ガス製造期間ごとに連番で数字 9 枠を用いて表記する。
(7)	認証機関コードの表記は、スキームオーナが付与したアルファベット 1 枠 + 数字 2 枠のコードを表記する。

シリアルナンバー表記 (e-methane の場合)

(1) 製造した10,000MJを相当量認証した場合

C26E001 – H001 – C001 – 260401 – 270331 – 000000001 – A01 – 00010000 – A01

設備認定番号	水素事業者コード	二酸化炭素事業者コード	クリーンガス製造期間 (2026年4月1日～2027年3月31日)	左記の設備認定番号および製造期間で今回認証された相当量 (MJ) の始点値	認証機関コード	左記の設備認定番号および製造期間で今回認証された相当量 (MJ) の終点値	認証機関コード
--------	----------	-------------	--------------------------------------	---------------------------------------	---------	---------------------------------------	---------

(2) 製造した10,000MJのうち、7,000MJのみを相当量認証した場合

C26E001 – H001 – C001 – 260401 – 270331 – 000000001 – A01 – 00007000 – A01

設備認定番号	水素事業者コード	二酸化炭素事業者コード	クリーンガス製造期間 (2026年4月1日～2027年3月31日)	左記の設備認定番号および製造期間で今回認証された相当量 (MJ) の始点値	認証機関コード	左記の設備認定番号および製造期間で今回認証された相当量 (MJ) の終点値	認証機関コード
--------	----------	-------------	--------------------------------------	---------------------------------------	---------	---------------------------------------	---------

(3) 上記 (2) の認証後、残り3,000MJも相当量認証した場合

C26E001 – H001 – C001 – 260401 – 270331 – 000007001 – A01 – 00010000 – A01

設備認定番号	水素事業者コード	二酸化炭素事業者コード	クリーンガス製造期間 (2026年4月1日～2027年3月31日)	左記の設備認定番号および製造期間で今回認証された相当量 (MJ) の始点値	認証機関コード	左記の設備認定番号および製造期間で今回認証された相当量 (MJ) の終点値	認証機関コード
--------	----------	-------------	--------------------------------------	---------------------------------------	---------	---------------------------------------	---------

(4) 上記 (1) の相当量認証の全量を対象にクリーンガス証書を発行した場合

C26E001 – H001 – C001 – 260401 – 270331 – 000000001 – A01 – 00010000 – A01

設備認定番号	水素事業者コード	二酸化炭素事業者コード	クリーンガス製造期間 (2026年4月1日～2027年3月31日)	左記の設備認定番号および製造期間で今回認証された相当量 (MJ) の始点値	認証機関コード	左記の設備認定番号および製造期間で今回認証された相当量 (MJ) の終点値	認証機関コード
--------	----------	-------------	--------------------------------------	---------------------------------------	---------	---------------------------------------	---------

(5) 上記 (1) の相当量認証のうち、7,000MJのみを対象にクリーンガス証書を発行した場合

C26E001 – H001 – C001 – 260401 – 270331 – 000000001 – A01 – 00007000 – A01

設備認定番号	水素事業者コード	二酸化炭素事業者コード	クリーンガス製造期間 (2026年4月1日～2027年3月31日)	左記の設備認定番号および製造期間で今回認証された相当量 (MJ) の始点値	認証機関コード	左記の設備認定番号および製造期間で今回認証された相当量 (MJ) の終点値	認証機関コード
--------	----------	-------------	--------------------------------------	---------------------------------------	---------	---------------------------------------	---------

(6) 上記 (5) の証書発行後、残り3,000MJ分を対象にクリーンガス証書を発行した場合

C26E001 – H001 – C001 – 260401 – 270331 – 000007001 – A01 – 00010000 – A01

設備認定番号	水素事業者コード	二酸化炭素事業者コード	クリーンガス製造期間 (2026年4月1日～2027年3月31日)	左記の設備認定番号および製造期間で今回認証された相当量 (MJ) の始点値	認証機関コード	左記の設備認定番号および製造期間で今回認証された相当量 (MJ) の終点値	認証機関コード
--------	----------	-------------	--------------------------------------	---------------------------------------	---------	---------------------------------------	---------

6.22 クリーンガス証書の二重発行の防止

認証機関は、同一のクリーンガス相当量を基にして、複数のクリーンガス証書を発行してはならない。

6.23 製造設備認定書、相当量認証証明書、クリーンガス証書の複製

認証機関は、申請組織の求めに応じて製造設備認定書、相当量認証証明書、クリーンガス証書の複製を発行することが出来る。複製を発行する際は、複製であることがわかるよう印を付す等の加工をすること。

6.24 申請後一定期間経過した申請の取り扱い

認証機関は、申請組織から受理した申請について、認証機関の責めに帰すべきでない理由により、申請後6ヶ月が経過しても設備認定または相当量認証が行われなかった場合、申請組織に通知のうえ、申請を取り消すことができる。

6.25 認証機関マーク

クリーンガス証書を発行する認証機関は、認証機関マークを制定し、発行する製造設備認定書、相当量認証証明書、クリーンガス証書に表示することができる。

6.26 設備認定済のクリーンガス製造設備が設備認定の要件を満たさなくなった場合の対応

認証機関は、クリーンガス製造設備が本文書に定める設備認定の要件を満たさなくなる事態が発生したことを

確認した場合、申請組織に対し、設備認定の一時停止・公開情報の修正・クリーンガス証書マーク等を用いた主張を行えないことを通知すること。

6.27 虚偽の報告に対する勧告

認証機関は、クリーンガス製造設備の設備認定、クリーンガス相当量の認証、設備認定済クリーンガス製造設備の変更および名義変更、クリーンガス相当量認証の名義変更、および認証済クリーンガス相当量変更申請に関する、申請組織が虚偽の報告を行っていると認証機関が判断した場合、次のとおり申請組織に改善を求める勧告を行うとともに、改善を認められるまで、当該申請組織によるクリーンガス製造設備認定およびクリーンガス相当量認証に関する申請を受理しないこと。

なお、これにより第三者に対する経済的負担が生じた場合、スキームオーナおよび認証機関は、その一切の責任を負わない。

(1)	申請組織が行う各手続において、認証機関に提出した申請内容に疑義が生じ、申請組織が虚偽の報告を行っていると認証機関が判断した場合、認証機関は申請組織に対し直ちに正確な報告に修正するよう勧告を行うとともに、直ちに修正しなければ申請を受け付けないとの勧告を行うこと。
(2)	クリーンガス製造設備の設備認定後およびクリーンガス相当量の認証後の設備認定・認証内容、または名義変更承認申請承認後の承認内容に疑義が生じ、申請組織が虚偽の報告を行っていると認証機関が判断した場合、認証機関は申請組織に対し直ちに正確な報告への修正を申請するよう勧告を行うとともに、直ちに修正を申請しなければ設備認定・認証・承認内容を取り消すとの勧告を行い、修正の申請が認証機関に認められるまでは、疑義が生じている設備認定・認証内容または承認内容に基づくクリーンガスに関する主張を行わないよう勧告を行うこと。

6.28 虚偽の報告に対する対応

認証機関は、申請組織が勧告に従わないと判断した場合、当該申請組織の申請を受理しない、あるいはクリーンガス製造設備の設備認定、およびクリーンガス相当量の認証結果を全て無効とし、その旨を当該申請組織に速やかに通達するとともに、以降、当該申請組織によるクリーンガス製造設備の設備認定、およびクリーンガス相当量の認証に関する申請を受理しないこと。

また、虚偽報告の悪質性が高いと判断される場合、認証機関は勧告なく、当該申請組織の申請を受理しない、あるいはクリーンガス製造設備の設備認定およびクリーンガス相当量の認証結果を全て無効とし、その旨を当該申請組織に速やかに通達するとともに以降、当該申請組織によるクリーンガス製造設備の設備認定およびクリーンガス相当量の認証に関する申請を受理しないこと。

なお、これにより第三者に対する経済的負担が生じた場合、スキームオーナおよび認証機関は、その一切の責任を負わない。

6.29 一時停止、取消に対する対応

認証機関は、クリーンガス製造設備が本文書に定める設備認定の要件を満たさなくなる事態が発生したことを確認した場合、設備認定を一時停止し、事態が発生して以降に製造されたクリーンガスに関する相当量認証の申請を受け付けないこと。また、申請組織と協議のうえ、事態が解消されない場合は、設備認定の取消を行い、スキームオーナへ報告すること。

6.30 辞退に対する対応

認証機関は、申請組織から、設備認定済の製造設備または相当量認証済のクリーンガス相当量について、自主的な廃止の申請があった場合は、申請のあった設備認定または相当量認証の廃止を行い、スキームオーナへ報告すること。

6.31 第三者からの指摘に対する対応

第三者から認証機関にクリーンガス証書制度等について問題の指摘が行われた場合には、クリーンガス証書制度が人々の善意と信頼により支えられている仕組みであることに鑑み、必要があれば認証機関は、当該指摘に関係すると判断された本スキームの関係者に対し、事実関係の照会を行うことができる。

事実関係の照会により問題の所在が明確化できた場合には、認証機関は本スキームの関係者に当該問題を是正するために必要な措置を要請することができる。

この際、是正の要請を受けた当該関係者が認証機関の要請に異議がある場合には、認証機関に対し、調停者の審議を要請することができる。その際、認証機関は、当該問題に対して中立性を持つ者を調停者として選任しなければならない。

なお、認証機関は、問題の指摘をした第三者が、そのことにより不利益を被ることのないよう配慮しなければならない。

6.32 要求事項の変更に対する対応

認証スキームにおける要求事項が新規追加または改定され、これが申請組織に影響する場合、認証機関は、これらの変更を申請組織に速やかに連絡するとともに、新規追加または改定された要求事項への適合性を確認し、速やかに対応すること。

6.33 申請組織との契約

認証機関は、設備認定、相当量認証、クリーンガス証書の発行、それらの管理等を適切に行うために必要な権利、責任、機密保持および債務等を定めた契約を、申請組織との間で締結する。

6.34 情報の収集およびスキームオーナへの報告

認証機関は、以下（1）～（3）の情報について、（1）～（2）は毎月、（3）は四半期に一度、スキームオーナへ報告すること。なお、（3）の報告にあたっては、申請組織からクリーンガス証書の状況について必要な情報を収集すること。

また、新たに設備認定および相当量認証または証書発行を行った事実や、自らが行った設備認定および相当量認証に関して変更、取消があった事実についても、毎月スキームオーナへ報告すること。

(1)	自らが行った設備認定に関する、5.4（4）に記載されている事項
(2)	自らが行った相当量認証に関する、5.4（5）に記載されている事項
(3)	自らが発行したクリーンガス証書に関する、5.4（6）に記載されている事項

6.35 認証機関事業の新規開始

新規に認証機関事業を開始しようとする者は、スキームオーナに開始の意思を表明し、認定機関による認定を取得したのち、スキームオーナと認証機関としての契約を締結するものとする。

6.36 認証機関事業の譲渡

認証機関事業を他の者が譲り受ける場合には、認証機関事業に関する一切の業務、権利および義務を継承するものとし、以下の手続きを行うものとする。

(1)	事業を譲り受ける者は、事業を譲渡する者の署名または押印がなされた「事業承継申請書」並びに関係書類をスキームオーナに提出しなければならない。
(2)	事業を譲り受ける者は、既存の認証機関でない場合、前項の書類提出に加えて、「6 認証機関に対する要求事項」に定める認証機関としての要件を満たさなければならない。
(3)	前項に規定する者は、事業譲渡が承認された後に、新たに認証機関として、スキームオーナと契約を結ぶものとする。

(4)	事業譲渡が承認された日をもって、事業を譲渡する認証機関とスキームオーナは、認証機関としての契約を終了させるものとする。
-----	---

6.37 認証機関事業の廃業

認証機関が、他の事業者に事業を承継させることなく認証機関事業を止める場合（以下「認証機関事業の廃業」という）は、認証機関事業の廃業の前に「認証機関事業の廃業届出書」をスキームオーナに提出しなければならない。また、当該認証機関は、自己の関係するすべての申請組織に対して、「クリーンガス証書認証機関事業の廃業通知」の内容を含む文書で認証機関事業の廃業の連絡を行う等、適切に対応しなければならない。当該認証機関は、発行済の証書について、その必要がなくなるまで移転、保有、償却の報告を継続しなければならず、スキームオーナから対応に問題があると判断されたときは、スキームオーナからの指摘に則って適切に対応しなければならない。

当該認証機関により設備認定された製造設備および認証された相当量のうち証書化されていないものについては、当該認証機関の登録が抹消された日から6ヶ月以内に、申請組織から依頼を受けた他の認証機関が設備認定、相当量認証の内容に問題ないことを確認のうえ、スキームオーナに設備認定、認証の継続を申請すれば認められる。6ヶ月以内に上記の継続の申請がない設備については、スキームオーナによって設備認定、相当量認証を取り消され、ホームページ等で公表される。この設備認定取消、相当量認証取消の手続きは、申請組織が継続の意思を有しない場合は6ヶ月を待つことなく行なわれることがある。

7 申請組織に対する要求事項

7.1 申請組織に対する要件

申請組織は、クリーンガスを製造する事業者、もしくは製造されたクリーンガスを自家消費または都市ガス原料に利用する事業者であること。

7.2 クリーンガス製造設備認定の申請に必要な書類および説明事項

申請組織は、設備認定申請に際しては、以下の書類を提出すること。

e-methane 製造およびバイオガス・e-methane 混合ガス製造の場合には、原料となる水素および二酸化炭素の計量方法、e-methane またはバイオガス・e-methane 混合ガスの計量方法、並びにガスの成分等を説明すること。また、バイオガス製造の場合にはバイオガスの計量方法並びにガスの成分等を説明すること。

(1)	クリーンガス製造設備認定の申請書
(2)	クリーンガス製造設備の概要説明書類
(3)	クリーンガス製造設備の構成概略を示す図
(4)	クリーンガスの設備認定・認証に関する誓約書
(5)	クリーンガス製造設備に関する法令の遵守の宣誓書
(6)	企業概要説明資料等（初めて申請組織として申請する場合に限り、提出が必要）
(7)	校正済計量器データ等（計量が既に行われている場合に限り、提出が必要）
(8)	販売ガス量データ等（計量が既に行われている場合に限り、提出が必要）
(9)	運転月報（製造ガス量、稼働時間）（計量が既に行われている場合に限り、提出が必要）
(10)	ガスの成分分析結果（メタン含有率、小数点以下第2位を切り捨て、第1位までを記入。計量が既に行われている場合に限り、提出が必要）

7.3 e-methane の原料に関する要件

e-methane の原料となる水素等とCO₂は、以下を満たしていること。

- （1）製造元や輸送方法等が追跡・報告可能であること。

(2) CO₂ は、大気から回収された CO₂、バイオ由来の CO₂、排出計上済の化石由来 CO₂ または e-methane 等のカーボンリサイクル燃料由来の CO₂ であること

7.4 製造設備に関する要件

製造設備は、以下を満たしていること。

(1)	製造設備以外の設備からガスが供給されていないこと、または、製造設備以外の設備からガスが供給されている場合、クリーンガスとクリーンガス以外のガスの量を正確に計量できること。
(2)	原料の供給量が確認できること。 ※e-methane 製造設備の場合は水素等および CO ₂ が該当する。バイオガス・e-methane 混合ガス製造設備の場合は、水素、CO ₂ 、CH ₄ ／CO ₂ の混合ガス等が該当する。なお、校正済の計量器が設置されていることが望ましいが、設備認定において校正等は求められない。
(3)	製造されたクリーンガスが、以下のいずれかに該当する適切な計量器で計量されること。 ① 経済取引として実施されているガス量取引での計量に用いられる計量器 ② 国際標準または国内標準にトレーサブルな標準器を用いて校正された流量計および国際標準または国内標準に則り適切に校正された熱量計
(4)	クリーンガスの成分および熱量は、適切な計測器（ガスクロマトグラフ等）で計測されること。また、用いられる計測器および標準ガスは、適切な校正、点検等が行われていること。
(5)	成分および熱量の測定は、安定性や変動が把握できる程度の頻度での測定ができ、代表性および信頼性を有すると説明できること。
(6)	相当量認証の申請を行う際、申請対象のクリーンガスの単位は Nm ₃ になるため、温度および圧力の補正を行う必要がある。校正された温度計／圧力計を設置するか、合理的な補正方法（例えば計量器の指針値が 15°C、2kPa であるとみなして Nm ₃ に補正する等）を説明できること。
(7)	ガスのリーク対策が行われていること。また、製造されたクリーンガスは、以下のいずれかに該当すること。 ① ガス事業者の都市ガス導管に供給されるもの ② 都市ガスの製造工場に供給されるもの ③ 自家消費されるもの ④ クリーンガス製造所内の充填装置から直接販売されるもの

7.5 環境への影響評価に関する要件

申請組織は、生態系、環境等への影響について適切な評価、対策を行っていること。関連法令の例は以下の通り。

(1)	ガス事業法関連資料（工事計画届出、保安規定届出、主任技術者選任届出、安全管理審査結果通知等）
(2)	建築基準法、消防法関連資料（建築確認通知書、ガス製造設備設置届出等）
(3)	バイオマス関連資料、大気汚染防止法関連資料（ばい煙発生施設設置届出、排ガス濃度測定結果報告書、計量証明書、騒音・振動調査報告書等）

7.6 社会的合意に関する要件

申請組織は、7.5 の評価、対策等を踏まえて立地に対して関係者との合意に達していることとし、その内容について認証機関が求めた場合、申請組織は認証機関に報告をしなければならない。また、社会的合意を必要としないと判断される場合は、その理由も含めて説明を行わなければならない。

7.7 情報の公開等に関する要件

申請組織は、情報の公開に関して、以下を満足すること。

(1)	申請組織は、認証機関に提出された資料は、原則として公表されることを了承しなければならない。ただし、営業・技術資料の秘密保持や個人情報の管理等のため問題が生じるおそれがある場合には、事業者は書面をもって非公開とすることを請求できるものとし、認証機関は協議のうえ、その扱いを定めるものとする。
-----	--

(2)	申請組織は、顧客に対して、クリーンガスに関する十分な情報を開示し、その開示状況を認証機関に報告しなければならない。
-----	---

7.8 誓約書、および関係法令遵守に関する要件

申請組織は、本文書に規定された要件並びに当該ガス製造方式に適用される関係法令等に適合していることを示す誓約書、およびチェックリストを提出しなければならない。

特に、環境価値の重複認証が生じないよう、本制度内において他の認証機関からクリーンガス相当量として認証されておらず、かつ、クレジット制度等において環境価値を認められていないクリーンガスについてのみ申請しなければならず、またそのような申請内容であることを明確に誓約しなければならない。

7.9 クリーンガス製造設備認定の変更

申請組織は、設備認定されたクリーンガス製造設備について、申請内容等に変更があった場合には、速やかに認証機関へ設備認定の変更申請を行うこと。設備認定の変更が認められた場合、対象の変更前の製造設備認定書を認証機関に返却または破棄すること。

7.10 クリーンガス相当量認証の申請

申請組織は、クリーンガス相当量認証申請に際しては、以下の書類を提出すること。

(1)	クリーンガス相当量認証の申請書
(2)	クリーンガス受け入れ実績の報告書類
(3)	認証対象クリーンガス製造量確認データおよび根拠資料

7.11 クリーンガス相当量認証の計量

クリーンガス相当量認証の計量において、過大な数値とならないよう、メタン等の含有率は小数点以下第2位を切り捨て、第1位までとする。また、クリーンガス相当量の初期値は小数点以下切り上げ、終期値は小数点以下切り捨て（2回目以降のクリーンガス相当量認証申請での初期値は、少数点以下切り捨て）とする。e-methane 製造およびバイオガス・e-methane 混合ガス製造において、原料の水素および二酸化炭素の投入量と製造したクリーンガス量との間に、計量の誤差等により乖離がある場合には、申請組織と認証機関で協議の上、確実に製造したとみなせる値とすること。

7.12 クリーンガス相当量認証に関する要件

クリーンガス製造量に係るクリーンガス相当量の計量を、下記のいずれかに該当し適正に行っていること。

(1)	経済取引として実施されているガス量取引での計量
(2)	トレーサビリティが確保された標準器を用いて校正された流量計および国際標準または国内標準に則り適切に校正された熱量計での計量

ただし、認証対象となるクリーンガス製造量には、ガス事業者の都市ガス導管に供給されるもの、都市ガスの製造工場に供給されるもの、自家消費されるもの、およびクリーンガス製造所内の充填装置から直接販売されるものが含まれ、エネルギーとして有効活用されないまま廃棄されたとみなされるもの（フレアなど）は認証対象に含まれない。

7.13 クリーンガス相当量認証の申請対象期間

クリーンガス相当量認証の申請は、時期を問わず行うことができる。ただし、認証対象となるのは設備認定日の翌日以降に製造されたクリーンガス製造量のみとする。クリーンガス相当量認証の申請対象期間（始期と終期）は、過去申請した対象期間と重複しないことを前提に、最長1年間とし、年度を跨がない1年以内の任意の期間（例：6ヶ月、3ヶ月）でクリーンガス相当量認証を申請することも可能とする。

7.14 クリーンガス相当量認証の変更

申請組織は、認証を受けたクリーンガス相当量について、申請内容等に変更があった場合には、速やかに認証機関へ認証の変更申請を行うこと。e-methane 製造およびバイオガス・e-methane 混合ガス製造において、原料の水素および二酸化炭素の投入量と製造したクリーンガス量との間に、計量の誤差等により乖離がある場合には、申請組織と認証機関で協議の上、確実に製造したとみなせる値とすること。クリーンガス相当量の変更が認証された場合、対象となる変更前の相当量認証証明書を認証機関に返却または破棄すること。

7.15 設備認定済クリーンガス製造設備および認証済クリーンガス相当量の名義変更

社名を変更する事業者は、認証機関に対して名義変更の承認申請を行うこと。また、事業の譲受等に伴い他の事業者が設備認定を取得したガス製造設備または他の事業者が認証を取得した相当量を用いて、クリーンガス証書を発行しようとする事業者は、他の事業者が設備認定を取得したクリーンガス製造設備または認証を受けたクリーンガス相当量の権利移転に先立ち、当該の他の事業者と共に認証機関に対して名義変更の承認申請を行うこと。ただし、認証を受けたクリーンガス相当量の名義変更の範囲は、証書化されていないクリーンガス相当量全量とする。なお、名義変更後は本申請を行った事業者が製造設備の変更の申請、クリーンガス相当量認証の申請等を行うこと。

7.16 クリーンガス証書の移転

申請組織は、認証機関が申請組織に発行したクリーンガス証書を、一度に限り有償または無償で他者に移転することができる。ただし、証書仲介事業者に移転した場合には、証書仲介事業者からの他者への移転も一度に限り認める。申請組織は、クリーンガス証書を移転した場合、その情報を認証機関に報告しなければならない。新規証書仲介事業者への移転の場合には、事前に当該証書仲介事業者の企業情報に関する説明資料を認証機関に提出し、許可を得なければならない。

7.17 クリーンガス証書の移転に係る情報の報告

申請組織は、証書の移転先（最終保有者および証書仲介事業者）の情報を可能な限り迅速に認証機関に報告しなければならず、最低でも四半期に1回報告しなければならない。

7.18 クリーンガス証書の状況の報告

申請組織は、四半期に1回（各年の3, 6, 9, 12月の月末時点）、クリーンガス証書の状況（以下「証書関連情報」という）を、認証機関へ電子媒体で提出しなければならず、その内容について変更があった場合は、認証機関へ速やかに報告しなければならない。また、認証機関から報告内容について説明を求められた場合、申請組織は認証機関の要請に対し協力しなければならない。

7.19 管理責任者

申請組織は、初めての相当量認証がなされる前に、証書関連情報について管理責任者および管理体制図を定めなければならない。管理責任者は、原則管理職であることを条件とし、設備認定、相当量認証の申請内容、発行された証書の管理、証書の状況に関する認証機関への報告等について責任を負う。

7.20 製造設備認定書、相当量認証証明書、クリーンガス証書の複製

申請組織は、自ら製造設備認定書、相当量認証証明書、クリーンガス証書を複製してはならず、認証機関に複製のための申請を行うこと。

7.21 クリーンガス相当量に関する表現

クリーンガス相当量につき表現を行う際は、以下の点に留意すること。

(1)	諸活動で使用するクリーンガス以外のガスに、一度、クリーンガス相当量を充当した場合には、他の用途へ当該クリーンガス相当量を充当することはできない。
-----	--

(2)	諸活動で使用するガスにクリーンガス相当量を充当した事実の表現は、クリーンガス相当量の誇大な表現や他の誤解を招く表現であってはならない。
(3)	諸活動で使用するガスについてクリーンガス相当量を充当した事実の表現に当たっては、クリーンガス相当量を充当した対象の活動や期間、および充当したクリーンガス相当量 (Nm3、MJ) を記載しなければならない。また、全体の使用ガス量に対する割合 (%) について記載することができる。
(4)	クリーンガス相当量を自主的に CO2 削減量等に換算して表現する場合には、クリーンガスを燃焼時に CO2 排出のないガスとみなし、適正な排出係数等を使用して換算する。
(5)	申請組織は、クリーンガス相当量につき認証を受け、当該クリーンガス相当量に係るクリーンガス証書を他者が保有した場合には、当該クリーンガス相当量を有するような主張をしてはならない。

7.22 クリーンガスに関する表現

申請組織は、他者に証書を移転した場合、その証書に基づく環境価値を有している旨の表現は認められない。なお、環境価値が分離された e-methane、バイオガスについては、「環境価値移転済 e-methane」や「環境価値移転済バイオガス」等、環境価値をもたないことを明示しなければならない。ただし、クリーンガス製造設備自体について「この設備は、認証機関（機関名を挿入）より設備認定された製造設備です」「この設備は、地球環境に優しい製品を製造する設備です」といった表現を行うことは可能とする。

また、クリーンガス製造設備により製造され環境価値が分離された e-methane およびバイオガスをガス事業者等へ売却する際には、その売却先に対して環境価値を第三者に移転させた旨の情報提供を行わなければならない。なお、その売却先も、環境価値が分離された e-methane およびバイオガスについて表現する場合には、「環境価値移転済 e-methane」や「環境価値移転済バイオガス」等、環境価値をもたないことを明示しなければならない。環境価値を第三者に移転させた者が、公的報告制度等において国等に温室効果ガス算定排出量の報告書等を提出する必要がある場合には、備考として環境価値を第三者に移転させた旨の記載に努めるものとする。

7.23 クリーンガス証書マークの使用

申請組織は、認証機関より設備認定されたクリーンガス製造設備およびその製造設備の広報ツールにクリーンガス証書マークを添付することは認められる。クリーンガス証書マークを使用する場合は、別途定める「表現基準」を遵守しなければならない。

7.24 表現およびクリーンガス証書マークの使用に関する制限

クリーンガスに関する表現およびクリーンガス証書マークの使用に関しては、別途定める「表現基準」を逸脱してはならない。また、クリーンガス製造設備において、本文書に規定された要件を満たさなくなる事態が発生した場合には、その事態が解消されたと認証機関によって判断されるまで、要件を満たせなくなったクリーンガス製造設備においてクリーンガス証書に関連した表現等を行ってはならないとともに、クリーンガス証書マークを使用してはならない。

7.25 設備認定済のクリーンガス製造設備が設備認定の要件を満たさなくなった場合の対応

クリーンガス製造設備が本文書に定める設備認定の要件を満たさなくなる事態が発生した場合には、申請組織はその旨を認証機関に速やかに報告し、設備認定の一時停止・公開情報の修正・クリーンガス証書マーク等を用いた主張を行えないことに同意しなければならず、速やかに事態解消までの対応を認証機関と協議し、設備認定の要件を満たせない事態を解消しなければならない。

7.26 認証機関による勧告への対応

申請組織は、認証機関より、クリーンガス製造設備の設備認定、クリーンガス相当量の認証、認証済クリーンガス製造設備の変更および名義変更、クリーンガス相当量認証証明書の名義変更、および認証済クリーンガス

相当量修正申請に関して改善を求める勧告を受けた場合、勧告に従い改善を行うこと。

7.27 一時停止、取消に対する対応

申請組織は、クリーンガス製造設備が本文書に定める設備認定の要件を満たさなくなる事態が発生し、認証機関が設備認定を一時停止した場合、事態が発生して以降に製造されたクリーンガスに関する相当量認証の申請を受け付けないことについて同意しなければならない。また、事態が解消されない場合は、設備認定の取消に同意しなければならない。

7.28 辞退に対する対応

申請組織は、設備認定済の製造設備または相当量認証済のクリーンガス相当量について、自主的な廃止を行う場合は、認証機関に対し廃止の申請を行わなければならない。

7.28.1 クリーンガス製造設備認定の辞退

申請組織は、設備認定済のクリーンガス製造設備について下記の理由等が生じた場合は、認証機関に設備認定済クリーンガス製造設備の廃止の申請を行うこと。

(1)	老朽化等により、当該クリーンガス製造設備を廃棄したもの
(2)	当該クリーンガス製造設備が、風水害、地震、火災等の災害等による損傷により、ガスの製造が物理的に困難となってから 1 年以上が経過し、なおガス製造の開始の見込みがないと判断されるもの
(3)	当該クリーンガス製造設備において、5 年以上の間クリーンガス相当量の認証申請が行われておらず、今後も申請の予定がないもの

また、対象の設備認定に言及しているすべての宣伝・広告物の使用を中止するとともに、対象の製造設備認定書を認証機関に返却または破棄すること。なお、設備認定を廃止されたクリーンガス製造設備によるクリーンガス相当量は、設備認定の廃止申請日以前に認証されたもののみ有効とし、設備認定廃止の申請日時点で申請中、ならびにそれ以降に申請のクリーンガス相当量は認証されない。

7.28.2 クリーンガス相当量認証の辞退

申請組織は、クリーンガス相当量認証の自主的な廃止を行う場合には、認証機関に廃止の対象となる認証済相当量認証の廃止の申請を行うこと。また、対象の認証に言及しているすべての宣伝・広告物の使用を中止するとともに、対象の相当量認証証明書を認証機関に返却または破棄すること。

8 証書仲介事業者に対する要求事項

8.1 証書仲介事業者に対する要件

日本国内で法人登録された法人であって、具体的なクリーンガスのプロジェクトの組成に関与または具体的なクリーンガスのプロジェクトに関する申請組織の認証の申請をサポート、もしくは他の都市ガス事業者へのガスの卸売り等に関与する者で、クリーンガス証書制度の目的および趣旨を理解しクリーンガス証書の円滑な流通に貢献する者であること。

8.2 申請組織への報告

証書仲介事業者は、最終保有者への証書の移転に関する情報を申請組織へ報告しなければならない。

9 認定機関に対する要求事項

9.1 認定機関に対する要件

認定機関は、Global Accreditation Cooperation Incorporated の製品認証に係る相互承認取り決めに署名し

ており、クリーンガス証書制度の認証スキームに関する知見を有する者であること。また、日本認定機関協議会（JAC）のメンバーであることが望ましい。

以 上

附 則（2026年1月31日制定）

1. この文書は、2027年4月1日より施行する。